

議案第 14 号資料

鶴ヶ島市国民健康保険税条例新旧対照表

改正後	現 行
(課税額) 第 2 条 略 2 略 3 第 1 項第 2 号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第 2 項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>24 万円</u> を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、<u>24 万円</u> とする。 4 略 (国民健康保険税の減額) 第 19 条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第 2 条第 2 項本文の基礎課税額からアに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が 65 万円を超える場合には、65 万円）、同条第 3 項本文の後期高齢者支援金等課税額からイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が <u>24 万円</u> を超える場合には、<u>24 万円</u>）及び同条第 4 項本文の介護納付金課税額からウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が 17 万円を超える場合には、17 万円）の合算額とする。 (1)～(3) 略 2～3 略	(課税額) 第 2 条 略 2 略 3 第 1 項第 2 号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第 2 項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>22 万円</u> を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、<u>22 万円</u> とする。 4 略 (国民健康保険税の減額) 第 19 条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第 2 条第 2 項本文の基礎課税額からアに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が 65 万円を超える場合には、65 万円）、同条第 3 項本文の後期高齢者支援金等課税額からイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が <u>22 万円</u> を超える場合には、<u>22 万円</u>）及び同条第 4 項本文の介護納付金課税額からウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が 17 万円を超える場合には、17 万円）の合算額とする。 (1)～(3) 略 2～3 略